

徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、物価高騰や人口減少等の影響により、地域公共交通を取り巻く環境が一層厳しくなっている背景を踏まえ、県内の公共交通の維持及び確保のため、公共交通事業者が行う特性を活かした収益力の向上や高付加価値化による「稼ぐ力」を高める取組の促進に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) 「鉄道事業者」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号。）第2条第2項に定める第一種鉄道事業を経営する者をいう。
- (3) 「タクシー事業者等」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者及びこれらの者を構成員に含む団体をいう。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の補助対象経費は、徳島県内に事業所等を有する乗合バス事業者、鉄道事業者、タクシー事業者等又はこれら事業者と他分野の事業者等により構成される共同体が行う公共交通の特性を活かして収益力の向上や利便性向上、利用促進につながる取組に必要な経費とし、その内容は別表の「補助対象経費」のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

(補助率等)

第4条 補助率及び上限額は別表のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(対象期間)

第5条 補助対象期間は令和8年4月1日から令和9年2月26日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条に知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算（見込）書（様式第3号）

(3) 補助金所要額調書(様式第4号)

(4) 誓約書(様式第5号)

(5) その他知事が必要と認める書類

- 3 補助金の交付の申請をするに当たって、補助事業実施主体において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(1) 交付を受けた補助金については、公共交通の特性を活かして、収益力の向上や利便性向上、利用促進につながる取組に資する目的に従って、効率的な運用を図ること。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(3) 知事の承認を受けて財産処分を行う場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがあること。

(4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により速やかに知事へ報告しなければならないこと。この場合において、知事は、消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

(5) この補助金と重複して、各府省が実施する国庫負担(補助)制度による補助金の交付または県からの同種の補助金等を受けてはならない。

(軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、各経費相互間において、それぞれの経費の配分額の20パーセントの範囲内での変更とする。

- 2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を変更しない事業計画の細部な変更とする。

(変更の承認の申請等)

第9条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業変更（中止・廃止）計画書（様式第8号）
 - (2) 収支予算（見込）書（様式第3号）
 - (3) 補助金（変更）所要額調書（様式第9号）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第10号による。

- 2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実績報告書（様式第11号）
 - (2) 収支決算書（様式第12号）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の2月26日のいずれか早い期日までにしなければならない。
- 4 第6条第3項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書の提出前に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額するよう手続を行うものとする。
- 5 第6条第3項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書の提出後において、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合においては、当該金額を様式第6号により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第11条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第13号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第12条 知事は補助事業者に対して、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第13条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書（様式第13号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

（書類の保管）

第14条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（財産処分の制限）

第15条 規則第17条第2号の知事が定める財産は、取得価格の単価が50万円以上のものとする。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数とする。

3 規則第17条に規定する知事の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、規則第17条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	上限額
公共交通の特性を活かして収益力の向上や利便性向上、利用促進につながる取組に必要な経費	補助対象経費の3分の2以内	一補助対象経費あたり5,000千円

備考

この表に掲げる経費に該当する場合であっても、用地費、貸付金及び保証金、事業目的以外の用途に使用可能な汎用性の高い備品並びに本事業と直接的な関連性を有しない施設整備については、補助の対象としない。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所
事業者等の名称
代表者の職・氏名

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規程により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名 年度徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業
- 2 交付申請額 金 円
- 3 関係書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算（見込）書（様式第3号）
 - (3) 補助金所要額調書（様式第4号）
 - (4) 誓約書（様式第5号）
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 4 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

年 月 日

事業計画書

1 申請者の概要

団体名	
代表者名	
責任者名・役職	
担当者名・役職	
電話番号	
メールアドレス	
共同体の場合は、構成する全ての団体の団体名、代表者名、住所、連絡先を記載	※公共交通事業者以外の団体においては、業務概要、直近の決算状況が分かる資料を添付すること。

2 計画の概要

①事業名	年度徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業
②実施目的	
③事業内容	(事業内容) (実施期間) 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
④収益力の向上や、利便性向上、利用促進の効果	
⑤継続性のある事業展開への工夫	
⑥実施体制	
⑦事業実施にかかる法令（必要な場合）	

※事業内容の詳細がわかる補足資料を添付すること。

様式第3号（第6条、第9条関係）

収支予算（見込）書

（1）収入

（単位：円）

項 目	予算額	積算内訳
合 計		

（2）支出

（単位：円）

項 目	予算額	積算内訳
合 計		

補助金所要額調書

(単位：円)

実施事業	総事業費 A	寄附金その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出(予定)額 D	交付基本額 E	交付所要額 F
計						

※交付基本額E欄には差引額C欄と対象経費支出(予定)額D欄とを比較し、少ない額を記入すること。
また、交付所要額F欄には、交付基本額E欄の1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

年 月 日

徳島県知事殿

誓 約 書

住 所
事業者等の名称
代表者の職・氏名

徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業補助金の申請を行うにあたり、次の内容について、すべて誓約します。

この誓約書の内容と事実が反することが判明した場合には、当該事実に関して徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

（共同体で申請する場合）

なお、当共同体を構成するすべての団体においても、次の内容をすべて誓約します。

- 1 当社は、補助対象事業者としての申請要件を満たすほか、その他の申請要件を全て満たしています。
- 2 この補助金と重複して、各府省が実施する国庫負担（補助）制度による補助金の交付または県からの同種の補助金等を受けていません。
- 3 申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還及び加算金の支払いに応じます。
- 4 徳島県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合、これに応じます。
- 5 補助対象となっている物品の調達や公示の見積書作成・契約に際し、不正はありません。取得財産や経理等関係書類については、要領に基づき適切に整備保管・管理します。
- 6 自己又は自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業
 - （2）総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - （3）暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
 - （4）その他前各号に準ずる者
- 7 当社（個人である場合私）は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行いません。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- 8 誓約書の内容について、徳島県が徳島県警察本部に照会することを承諾します。
- 9 要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付を受けた事業者名等の情報を公表されることに同意します。

様式第6号（第7条関係、第10条関係）

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所
事業者等の名称
代表者の職・氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 規則第12条の規定に基づく補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所
事業者等の名称
代表者の職・氏名

徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業の変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名 年度徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業
- 2 補助事業の交付指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更（中止・廃止）計画書
 - (2) 収支予算（見込）書
 - (3) 補助金（変更）所要額調書
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

年 月 日

事業変更（中止・廃止）計画書

1 申請者の概要

団体名	
代表者名	
責任者名・役職	
担当者名・役職	
電話番号	
メールアドレス	
共同体の場合は、構成する全ての団体の団体名、代表者名、住所、連絡先を記載	※公共交通事業者以外の団体においては、業務概要、直近の決算状況が分かる資料を添付すること。

2 計画の概要

①事業名	年度徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業
②実施目的	
③事業内容	(事業内容) (実施期間) 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
④収益力の向上や、利便性向上、利用促進の効果	
⑤継続性のある事業展開への工夫	
⑥実施体制	
⑦事業実施にかかる法令（必要な場合）	

※変更箇所は、赤文字としてください。

補助金(変更)所要額調書

(単位:円)

実施事業	総事業費 A	寄附金その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出(予定)額 D	交付基本額 E	交付所要額 F
計						

※交付基本額E欄には差引額C欄と対象経費支出(予定)額D欄とを比較し、少ない額を記入すること。
また、交付所要額F欄には、交付基本額E欄の1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所
事業者等の名称
代表者の職・氏名

徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業補助金実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 事業名 年度徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業
- 2 補助事業の交付指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 関係書類
(1) 事業実績報告書
(2) 収支決算書
(3) その他知事が必要と認める書類
- 4 事業完了年月日
年 月 日
- 5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

年 月 日

事業実績報告書

住 所
事業者等の名称
代表者の職・氏名

①事業名	年度徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業
②実施目的	
③事業内容	(事業内容) (実施期間) 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
④事業を実施したことにより得られた、収益力の向上や、利便性向上、利用促進に関する効果	

※事業内容の詳細がわかる補足資料を添付すること。

担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名

連絡先

様式第12号（第10条関係）

収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

項目	決算額	積算内訳
合計		

(2) 支出

(単位：円)

項目	決算額	積算内訳
合計		

徳島県知事 殿

住 所
事業者等の名称
代表者の職・氏名

取得財産等の処分承認申請書

補助事業により取得した財産の処分の承認を受けたいので、徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業補助金交付要綱第15条第3項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業名

年度徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業補助金

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 取得財産の品目及び取得年月日

4 取得価格及び時価

5 処分の方法

6 担当者の氏名、連絡先

氏名 _____

連絡先 _____